

- 個人情報保護法対応部会からの報告
(東京都個人情報開示制度の非開示情報、代理請求等)
- 1 個人情報保護法改正対応部会スケジュール
- 2 改正法における非開示情報・代理請求等について
- 3 改正法を踏まえた非開示情報について(小括案)
- 4 改正法を踏まえた代理請求等について(小括案)

1 個人情報保護法改正対応部会スケジュール

令和3年7月20日	<u>第1回対応部会（概要、個人情報ファイル、匿名加工情報等）</u>
8月4日	国：令和4年～国施行に係る政令等案の公表、意見募集開始 都：対応部会での議論等を踏まえ、意見提出など国と調整
10月18日	<u>第2回対応部会（非開示情報、代理人開示請求、関連条項等）</u>
令和4年2月3日	<u>第3回対応部会（個人情報保護・開示等制度の諸課題：小括）</u> ※訂正・利用停止制度、要綱・手引・様式・通達等への影響等含む ※特定個人情報保護条例、届出すべき条例等含む
（令和3年度末）	国：令和5年～地方施行に係る政令等案の公表、意見募集開始 都：対応部会での議論等を踏まえ、国と調整
4月1日	国：改正法施行（国独法等含む） 都：国の施行状況を注視し、1年後の地方施行に向けて調整
5月頃	<u>第4回対応部会（中間整理）</u> ⇒ 審議会（本会）に報告
以降	都民等への意見募集、都議会定例会への条例案提出、 可決後の国への届出、要綱・手引等の作成・庁内周知
令和5年春頃	都：改正法施行（道府県・指定都市は匿名加工情報制度も開始） ※事業者から個人情報ファイル簿を基に加工提案を受付け

2 改正法における非開示情報・代理請求等について

これまで【個人情報保護条例】

これから【個人情報保護法】

非開示情報(不開示情報)

①法令秘情報

※ 法では明文なし

②個人に関する情報

③事業活動情報

④犯罪・捜査等情報

⑤審議検討情報

⑥行政運営情報

※ ②～⑥：
法と殆ど共通

⑦任意提供情報

⑧特定個人情報

⑨死者の個人番号

※ ①～⑨：
情報公開条例と共通

⑩法定代理人との利益相反情報

⑪同一世帯に属する者の特定個人情報

①権利侵害情報

※ 現行の行政機関個人情報保護法に同じ

②個人に関する情報

③事業活動情報

④国家安全情報 ⑤犯罪・捜査等情報

⑥審議検討情報

⑦行政運営情報

情報公開条例との整合を図るための
非開示情報は条例で追加可能

(ただし、実質的に上記①～⑦に含まれる場合は条例での規定不要)

開示請求できる者

①本人

②法定代理人(本人との利益相反は除く)

都条例では任意代理人の請求を規定していないが、改正法施行後は法定事項

①本人

②法定代理人(本人の意思と独立)

③任意代理人

※ 現行の行政機関個人情報保護法に同じ

※ 現行の〔民間部門〕
個人情報保護に同じ

3 改正法を踏まえた非開示情報の考え方(小括案)

①国が示すイメージ条例に従えば、現行の非開示情報を維持することは技術的に可能

②ただし、新法で運用可能な非開示情報もあることから、①を行えば、見かけ上、非開示情報が国より多いかのような印象となるおそれ

※実態は、公文書開示制度と整合を図っただけであり、運用は変わっていない

※一方で、実際に運用する機会が多いかは別として、理論上、新法により非開示とすることができる情報が増えることも事実

⇒ 他自治体の動向等も見据えて引き続き検討

③一部、非開示の運用に疑義・懸念は残るが、今後の実務や答申等の蓄積に期待

4 改正法を踏まえた代理請求等の考え方(小括案)

①本人確認については、顔写真なしの本人確認書類が1点で済むとなると、
現行の都の実務と比べて、その厳格性は担保できない

⇒ 都の開示請求については、書類の性質に応じた組み合わせ方式による確認
など、追加的に本人確認手続を採ることができるか等について、国と調整

※法定代理人の資格確認に限っていえば、確認書類の有効(失効)要件等が加わる
ため、現行の都の実務と比べ、その厳格性は高まる見込み(30日以内の謄本等)

⇒ 今後、非開示情報としての法定代理人との利益相反による情報が明示されず、
新法に基づく運用となることも踏まえて、引き続き厳格に判断

③任意代理人による請求は、委任状(実印・印鑑登録証明書)によること以外の手続
や措置等が想定されていない

⇒ 例えば、法定代理人による開示請求が困難な場合等やむを得ない場合に限定
することや、委任状の要件の厳格化を図ること等について、国に強く働きかける

④郵送等送付による請求は、受付時に組み合わせ方式が採用されるものの、
求める書類の種類がこれまでの都の実務と異なることを踏まえて、引き続き検討